令和5年7月27日 都市整備政策部住宅管理課

## 世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起について

## 1 主旨

本件は、区営住宅の使用料及び共益費の滞納に関し、区からの再三の連絡に応答せず、支払いが履行されないため、専決処分を得たうえで元使用者及び連帯保証人を被告として、滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

## 2 これまでの経緯

平成24年10月 本件住宅へ入居。

平成26年 7月 滞納の頻度が増えたため、催告を強化。

12月 連帯保証人と連絡をとり、使用者に納付させる旨を確認したが、 納付されないため、催告を継続。

平成27年11月 催告書を送付したところ、使用者より入電があり、滞納分を分割納付する旨を確認したが、履行されないため、催告を継続。

平成28年12月 生活支援課と連携し、分納誓約書を受領。

平成29年 2月 代理納付を開始したため、以降の使用料等については納付され

~31年 3月 ることとなったが、滞納分については分納誓約書に基づく納付 が進まないため、文書催告、電話催告に加え、訪問催告を行う。

令和 元年 8月 催告書を使用者及び連帯保証人へ送付したが、双方とも応答な し。

令和 2年 6月 使用者、連帯保証人とも連絡がつかない状況が続いたため、弁 護士による対応を開始。弁護士より連絡をするが応答なし。

11月 弁護士が使用者と面談を実施し、生活状況等を確認し交渉を継続。

令和 3年 1月 納付誓約書を受領したが、同年8月までの間の納付は2回のみ。

9月 納付誓約書に基づく納付が履行されないため、令和3年10月 末をもって、住宅の使用許可を取消す旨の通知書を送付。

令和 4年 1月 本件住宅を退去。

令和 4年 2月 滞納使用料等の支払いを進めるため、元使用者及び連帯保証人

~12月 へ通知文書を送付するも、応答がないため、特定記録にて再度 通知書を送付したが、現在に至るまで滞納分の支払いもなく、 応答なし。 3 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 元使用者

連帯保証人

訴えの要旨

- (1)被告は、原告に対し、滞納金1,406,400円及び令和3年11月1日から令和4年1月31日まで本件建物の明渡まで3箇月426,600円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 今後のスケジュール (予定)

令和5年 8月 専決処分・東京地方裁判所へ訴訟を提起

9月 都市整備常任委員会(専決処分の報告) 第3回区議会定例会(専決処分の報告)